

## 地域おこし協力隊設置支援業務

### 1 業務の目的

磐田市の認知度や魅力を高め、広く発信することで本市に対する愛着度の向上や将来の移住・定住の推進につなげるため、地域おこし協力隊を本市内に設置し、その活動を管理・支援するとともに、市内外に向けて本市の認知度向上につながる効果的・戦略的な情報発信やイベント等を企画し、関係人口の増加や将来の移住や定住につなげていく。

### 2 受託者の業務内容

- (1) 協力隊員の雇用、活動計画の作成及び進捗管理
- (2) 協力隊員の管理、活動支援、実績のとりまとめ
- (3) 協力隊員の研修等を通じた人材育成
- (4) 協力隊員の日常生活に関する助言や相談
- (5) 協力隊員の活動状況の情報発信(Instagram、X の SNS 等)に関する支援
- (6) 業務の実施結果に関する定期的な報告書の作成に関する支援

### 3 協力隊員が従事する活動内容(以下「地域協力活動」という。)

協力隊員が行う地域協力活動は、別に定める「磐田市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき次に掲げるものとし、その活動区域は本市内全域とすること。

ただし、本市外での地域協力活動が本市内への移住定住の促進に必要な場合は、この限りでない。

- (1) 地域資源の発掘及び地域資源を活用した本市の魅力発信に関する活動
- (2) SNS(Instagram や X)等を活用した情報発信に関する活動
- (3) 地域の課題やニーズを把握し、地域力の維持及び活性化につなげる活動
- (4) 都市間交流及び移住定住の促進(関係人口・交流人口の創出、拡大を含)に関する活動
- (5) その他地域の活性化のために市長が特に必要と認める活動

### 4 協力隊員の委嘱

次に掲げる全てを満たす者のうちから、協力隊員として市長が委嘱する。(「5 協力隊員の委嘱に係る手続き」により再委嘱する場合は、第 1 号に規定する要件については、初めて委嘱されたときに満たしていればよいものとする。)

- (1) 年齢が 18 歳以上の方(令和 6 年 4 月 1 日時点)
- (2) 3 大都市圏をはじめとする都市地域からに生活の拠点を置く方で、委嘱の日以降、磐田市に住民登録を移し居住できる者。

ただし、協力隊員募集より以前に本市内に定住又は定着している者を除く

- (3) 普通自動車運転免許を取得しており、自家用車を活動に使用できる方
- (4) パソコン（ワード、エクセル等）及び SNS 等の操作ができる方
- (5) 地域協力活動に意欲を有し、積極的に活動できると認められる者
- (6) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (7) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方
- (8) 受託者と雇用契約を締結した者

#### 5 協力隊員の委嘱に係る手続き

- (1) 受託者は、協力隊員になろうとする者から、磐田市企業雇用型地域おこし協力隊応募申請書(別記様式第 1 号)の提出を受けるものとする。
- (2) 受託者は、協力隊員になろうとする者から前号の書類の提出があった場合において、協力隊員として推薦すべきと認めたときは、市長が定める日までに、磐田市企業雇用型地域おこし協力隊候補者推薦書(別記様式第 2 号)に前号の書類を添え、市長に提出するものとする。
- (3) 市長は、受託者から前号の書類の提出があった場合は、当該申請書等の書類を審査し、必要に応じて当該受託者及び協力隊員になろうとする者からの聞き取り等を行った上で、委嘱すべきと認めたときは、速やかに委嘱を行うとともに、磐田市企業雇用型地域おこし協力隊委嘱通知書(別記様式第 3 号)により受託者に通知を行うものとする。
- (4) 第 1 号から前号までの定めは、前年度までに委嘱された者を引き続き協力隊員として再委嘱する場合は省略できるものとする。ただし、この場合でも磐田市企業雇用型地域おこし協力隊委嘱通知書により、受託者に通知を行うものとする。

#### 6 協力隊員の委嘱期間

- (1) 協力隊員の委嘱期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までを予定とする。ただし年度の途中において委嘱するときは、委嘱した日の属する年度の末日までとする。
- (2) 前号の委嘱期間が終了した後、市長は、必要があると認めるときは、初めの委嘱の日から 3 年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができるものとする。この場合、予算成立を条件とし、1 年ごとに延長するものとする。

#### 7 協力隊員の活動条件

- (1) 受託者は、協力隊員と雇用契約を締結し、「3 協力隊員が従事する活動内容」に定める活動に対して、報償費等(本給及び諸手当等を含む。)及び地域協力活動に要する経費を支給する。
- (2) 協力隊員の 1 日の活動時間は労働関係法令を遵守の上、当該協力隊員を雇用する受託者が定めるものとする。
- (3) 労働条件は労働関係法令を遵守するものとする。

(4) 協力隊員は、活動に支障がない範囲において、別途就業ができるものとする。

## 8 協力隊員の解職

市長は、協力隊員が次に掲げるいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、地域協力活動の遂行が困難であると認められるとき。
- (2) 地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (3) 協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

## 9 協力隊員による活動報告書の提出

協力隊員は、地域協力活動を行った月ごとに、地域協力活動の状況等を後日示す所定の活動状況報告書にまとめ、受託者の承認を得た上で毎月 10 日までに磐田市に提出すること。

ただし、3 月においては当該月の 31 日までに提出するものとする。

## 10 業務対象経費

業務に係る経費は、次のとおりとする。

### (1) 協力隊員の採用活動費

1, 6 5 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

- ア 求人広告、媒体の出稿費
- イ SNS における広告宣伝費
- ウ 採用活動に必要な旅費交通費
- エ その他、採用活動に必要と認められる経費

### (2) 協力隊員の報償費等

月額 2 3 3, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

### (3) 地域協力活動に要する経費

月額 1 6 6, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

- ア 活動旅費等移動に要する経費
- イ 住居、活動用車両の借上費
- ウ 作業道具・消耗品等に要する経費
- エ 関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- オ 協力隊員の研修に要する経費
- カ 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- キ 協力隊員の活動状況などの報告や情報発信をするために要する経費
- ク その他地域協力活動に要する経費

### (4) 協力隊員のサポート費

月額 1 5 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

- ア 協力隊員の活動に必要なマネジメント及び日常的な活動サポート
- イ 協力隊員の地域活動における指導、助言
- ウ 任期終了後の定住に向けた支援及びキャリア開発のサポート
- エ 協力隊員の面談等を行う際の旅費交通費等

## 11 その他

- (1) 受託者は、地域住民との信頼関係を損なうことのないよう、協力隊員に対して法令の遵守をはじめ、秘密の保護などサービス・活動規律が確保されるように指導すること。
- (2) 受託者は、本業務に関する書類・領収書等は委託期間終了後5年間保存しなければならない。

様式第 1 号

年 月 日

磐田市長 様

住所  
氏名  
(連絡先 )

### 磐田市企業雇用型地域おこし協力隊応募申請書

下記のとおり、磐田市企業雇用型地域おこし協力隊に応募いたします。

#### 記

応募した理由	
地域おこし協力隊として取り組みたいこと	
移植期間終了後の予定（該当する項目に○を記入してください）	磐田市での定住を続ける予定
	期間終了後は移転する予定
	未定
自己PR	
資格・免許等	
添付書類	履歴書（顔写真貼付のこと）

様式第 2 号

年 月 日

磐田市長 様

推薦者 法人の名称  
代表者氏名  
法人の住所  
(連絡先 )

### 磐田市企業雇用型地域おこし協力隊候補者推薦書

磐田市企業雇用型地域おこし協力隊の候補者として、下記の応募者を推薦します。

#### 記

1 候補者氏名・住所

氏 名  
住 所

2 推薦の理由

3 添付書類

磐田市企業雇用型地域おこし協力隊応募申請書 (様式第 1 号)

様式第 3 号

第 年 月 日  
号

様

磐田市長

印

### 磐田市企業雇用型地域おこし協力隊委嘱通知書

下記のとおり、磐田市企業雇用型地域おこし協力隊を委嘱したので通知します。

#### 記

1 委嘱した者の氏名・住所

氏 名  
住 所

2 委嘱期間

年 月 日 から 年 月 日 まで